

妊娠期から出産に向けて
寄り添いサポートします!

中津川市

妊婦のための支援給付事業

妊娠期から子育て期まで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ安心安全な妊娠・出産を応援します。

必要な支援につなぐ「包括相談支援」を行うとともに、妊娠・出産時の「経済的支援」を一体として実施します。

支給金額

〇1 回目給付 **5** 万円 (妊娠の届出時にご案内します)

〇2 回目給付 胎児 1 人あたり **5** 万円 (赤ちゃん訪問時にご案内します)

※所得制限はありません

対象者

中津川市に住所のある

〇1 回目給付 令和7年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦(流産又は死産を含む)

〇2 回目給付 令和7年4月1日以降に出産をした母親(流産又は死産を含む)

事業内容

詳細は裏面又はホームページへ



子育てポータルサイト『なかつっこ』

【問い合わせ】

こども家庭センター 健康福祉会館 1 階

☎0573-66-1111

【ギフトの申請・支給について】

こども家庭課
内線 696、569

【相談・アンケートについて】

健康課
内線 626、657

事業内容

健康課・こども家庭課・子育て支援センターで妊娠期から子育て期をサポートします。

※各給付の申請は、保健師や助産師等との面談時にご案内します。

	包括相談支援	経済的支援
出産までの見通しを一緒に立てましょう 妊娠前期	【母子健康手帳交付（妊娠の届出）】 ・保健師と面談 ・おたずねに回答 ・「妊婦支援給付金（1回目）申請書兼請求書」を提出	支援給付（1回目） 妊婦1人5万円給付
妊娠中期	【妊娠5・6か月頃】 ・アンケートに回答 ・保健師と面談、電話相談等 ※内容によっては保健師・栄養士から連絡することがありますので、ご了承ください。	からだの状態やお気持ちをお聞きし 産前産後の生活・サービス利用など 一緒に考えましょう
出産・産後	【赤ちゃん訪問等（～3か月頃）】 ・保健師等と面談 ・おたずねに回答 ・「妊婦支援給付金（2回目）申請書兼請求書」を提出	支援給付（2回目） 胎児1人5万円給付

Q&A

Q:転出した場合、どのように申請をしますか？

A:子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦支援給付認定後に中津川市外に転出した場合には中津川市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

Q:里帰り先で赤ちゃん訪問を受けました。この場合はどこで妊婦支援（2回目）給付の申請はできますか？

A:住民票のある中津川市で申請をしてください。

Q:申請後どれぐらいの期間で給付されますか？

A:1～2か月後に振り込まれます。

『けんぱちくん』健康づくり推進キャラクター



申請先 〒508-8501 中津川市かやの木町 2-5
健康福祉会館 1 階 こども家庭課